令和６年７月 31 日
早島町議会

請願・陳情者の意見陳述について

早島町議会では、早島町議会基本条例第４条４項の規定により、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けています。「その審議並びに調査にあたっては、提出者の意見を直接求めるよう努力しなければならない」と規定しており、請願・陳情者は、希望により、請願・陳情の審査が付託された委員会の最初の委員会審査において、趣旨説明（請願・陳情を提出するに至った思いや意見を述べること。）をすることができます。

１、意見陳述申出書について
希望する方は、別紙「意見陳述申出書」を提出して下さい。

２、請願・陳情者の意見陳述の方法
（１）意見陳述の開催時期
付託された委員会において審議を行います。日程は議会運営委員会にて決定しますので、決まり次第代表者へご連絡いたします。

（２）氏名及び発言内容の公表
提出者の氏名及び発言は会議録に掲載し、公開します。

（３）意見陳述人数
意見陳述ができるのは、提出者のうち、代表１名とします。（ただし、希望により補助者１名の同席を認めます。補助者は発言できません。）

（４）意見陳述時間
５分以内とします。（５分の時点でベル等で合図をしますので、速やかに終了してください。）

（５）意見陳述者に対する質疑及び議員からの質疑
意見陳述に際しては提出者からの質疑、議員から提出者への質疑は議事進行の都合上実施できません。

（６）一般傍聴人の取り扱い
意見陳述の際、一般傍聴人の傍聴を認めます。

（７）意見陳述後の意見陳述者の取り扱い
意見陳述終了後は、席を移動していただき、傍聴席にて委員会審査を傍聴することができます。（委員会審査には、意見陳述者は参加できません。）

（８）意見陳述時の注意事項
意見陳述の内容は、当該請願・陳情内容の趣旨説明及び補足説明としてください。
また、個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、議員、個人、団体等への誹謗・中傷や、名誉を棄損する発言を行わないでください。

（９）意見陳述時の資料配布
意見陳述時の資料配布はできません。ただし、請願・陳情提出時にご提出いただいた参考資料については委員長が許可する場合において事前に委員に配布いたします。

（10）その他
・意見陳述当日は、指定する時刻までに議会事務局にお越しください。また、当日の議事日程の進行状況により、請願・陳情の審査時間が前後することから、意見陳述を行っていただく時刻が確定できませんので、あらかじめご了承願います。
・上記の項目をお守りいただけない場合、委員長から退席を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。